

## お知らせ

ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きについて

令和元年10月29日

(令和元年12月11日改訂)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室

第18回ワシントン条約締約国会合(令和元年8月17日～8月28日、スイスにて開催)において、同条約附属書の改正が決定されました。また同会合で、新たにキューバを原産とする種が附属書Ⅲに追加され、コスタリカを原産とする種が附属書Ⅲから削除されました。改正内容については「お知らせ(ワシントン条約:第18回締約国会議における附属書改正事項について)」をご確認ください。

改正附属書は令和元年11月26日(火)から効力が発生しました。本改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。

※本お知らせの内容については、必ず最新の情報をご確認の上、輸出入の手続きを行っていただけますようお願い致します。

### 1. 附属書に種が新たに「追加」された場合

○ワシントン条約附属書の改正により新たに条約の適用を受ける種の標本(動植物の個体、個体の部分若しくは派生物をいう。以下同じ。)を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日(今回の場合は令和元年11月25日)までに、税関に対して輸入申告された場合には、条約の適用を受けない種という取扱いで、従前の例により輸入することができます。

○新たに条約の適用を受けた種の標本を輸出する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可(当該貨物の輸出先国(輸入国)における輸入予定日が同附属書の効力発生日の前日より前に限る。)された場合には条約の適用を受けない種という扱いで従前の例により輸出することができます。

輸出先国(輸入国)において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国(輸入国)から、改正附属書に基づくCITES輸出許可・再輸出証明書の提示を求められる場合がありますので、必ず事前に輸出先国(輸入国)に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

## 2. 条約の適用を受けた種が附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行した場合

○附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行した種の標本を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関に対して輸入申告され、かつ、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、附属書Ⅱ掲載の貨物として輸入することができます。

- ①輸出国管理当局が発給した CITES 輸出許可・再輸出証明書にある附属書の欄に附属書Ⅱとの記載がある。
- ②同許可書及び外為法に基づく事前確認書（事前確認制度の対象に限る）の発行日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。
- ③当該貨物の輸入申告日が同許可書の有効期限内である。

なお、上記の各要件を満たさず改正附属書の効力発生日までに日本への輸入が行われなかった場合、効力発生日以降は附属書Ⅰ掲載の貨物として扱われるため、附属書Ⅱ掲載の貨物として取得した CITES 輸出許可・再輸出証明書を使用した貨物の輸入は認められません。この場合、これら貨物が日本へ到着していても輸入が認められず輸出国・再輸出国へ返送していただくこととなりますのでご注意ください。

また、附属書Ⅰの種を国内に輸入後は、「種の保存法」による国際希少野生動植物種として、同法に基づく譲渡規制等の対象になります。

（種の保存法に基づく譲渡規制等についての詳細は以下の環境省ホームページをご確認ください）

<環境省・希少な野生動植物種を飼育・販売される皆さんへ>

<http://www.env.go.jp/nature/ki sho/pamphlet/ForThoseWhoWantToKeepOrSellRareWildlife.pdf>

○附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行した種の標本を輸出する場合、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、従前の例により附属書Ⅱと同じ扱いで輸出することができます。

- ①我が国管理当局が発給した CITES 輸出許可書にある附属書の欄に附属書Ⅱとの記載がある。
- ②同許可書及び外為法に基づく輸出承認証の発行日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。
- ③当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入予定日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。

ただし輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅰ掲載の貨物として扱われることにより、輸出先国（輸入国）において輸入ができない可能性がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

### 3. 条約の適用を受ける種が附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行した場合

○附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行した種の標本を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関に対して輸入申告され、かつ、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、附属書Ⅰ掲載の貨物として輸入することができます。

- ①輸出国管理当局が発給した CITES 輸出許可・再輸出証明書にある附属書の欄に附属書Ⅰとの記載がある
- ②同許可書及び外為法に基づく輸入承認証の発行日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。
- ③当該貨物の輸入申告日が同許可書の有効期限内である。

なお、改正附属書の効力発生日以降は附属書Ⅱ掲載の貨物として扱われますが、附属書Ⅰ掲載の貨物として CITES 輸出許可・再輸出証明書及び外為法に基づく輸入承認証を取得している場合には、当該輸出許可・再輸出証明書の税関への提出及び輸入承認証の提示（事前確認制度の対象貨物の場合）により輸入をすることができます。

○附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行した種の標本を輸出する場合、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、従前の例により附属書Ⅰと同じ扱いで輸出することができます。

- ①我が国管理当局が発給した CITES 輸出許可書にある附属書の欄に附属書Ⅰとの記載がある。
- ②同許可書及び外為法に基づく輸出承認証の発行日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。
- ③当該貨物の輸入予定日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。

ただし輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅱ掲載の貨物として扱われることとなりますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

### 4. ローズウッド種の輸出入について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱに掲載されているマメ科ツルサイカチ属 (*Dalbergia* spp.) 及びブビンガ属 3 種 (*Guibourtia demeusei*, *Guibourtia pellegriniana*, *Guibourtia tessmannii*) (以下「ローズウッド」という。) の注釈が変更され、商業目的か否かを問わ  
ず

- ①これらの種を使用した楽器（楽器の部品及び付属品を含む）
- ②これらの種を使用した部分の重量が最大 10 kg を上限とする最終製品（包丁やナイフの柄等の小物類、彫刻品、家具等）

は、条約に基づく規制の対象外となりました。附属書Ⅱのローズウッド種については、第 69 回ワシントン条約常設委員会の結果に基づき暫定的な解釈が合意されていますが、改

正附属書の効力発生日以降は新たに合意された解釈が適用されますのでご注意ください。  
（「(お知らせ) マメ科ツルサイカチ属（ローズウッド）及びブビンガ属3種の解釈について」は、令和元年11月25日までで廃止いたします）

【参考】解釈7#15（仮訳）

次のものを除くすべての部分及び派生物

- a) 葉、花、花粉、果実及び種子
- b) 規制対象種木材の重量が、船積当たり最大10キログラムまでの完成品
- c) 完成した楽器、楽器の部品及び付属品
- d) ダルベルギアコシンシネンス (*Dalbergia cochinchinensis*) については、注釈#4に該当する全ての個体の部分及び派生物（※#4の(a)～(c)に該当する部位は適用対象外）
- e) メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出されるダルベルギア属 (*Dalbergia* spp.) については、注釈#6に該当する全ての個体の部分及び派生物（※CITES事務局に解釈を最終確認中。）

【参考】解釈8より抜粋（仮訳）

○完成した楽器

楽器（WCO（世界税関機構）の関税番号第92類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取り付けのみが必要なものをいう。楽器にはアンティークの楽器（関税番号97.05及び97.06に規定する美術品、収集品及びアンティーク）が含まれる。

○完成した楽器の付属品

楽器の付属品（WCO（世界税関機構）の関税番号第92類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、楽器とは別個で楽器に使用し、及び明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、並びに使用に当たり更に手を加えることがないもの。

○完成した楽器の部品

楽器の部品（WCO（世界税関機構）の関税番号第92類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、楽器へ取付けることができ、明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、演奏を可能とするもの。

○船積

コンテナ、小包の数量にかかわらず、単一の船荷証券又は航空運送状により輸送される貨物又は身に着け運搬し、若しくは個人荷物に含まれる荷物。

○船積当たり10キログラム

「船積当たり10キログラム」という用語について、10キログラムの制限は対象の種の

木材で作られた貨物の各品目の個々の重量を示すと解釈される。換言すれば、10 キログラムの制限は、貨物の総重量ではなく、貨物の各品目に含まれるダルベルギア (Dalbergia) / グイボウルティア (Guibourtia) 種の木材の部分の重量が査定される。

なお、附属書 I 掲載のブラジリアンローズウッド (*Dalbergia nigra*) については変更がないため、この種を使用した楽器や最終製品の輸出入を行う場合、従前のおり外為法に基づく輸入手続が必要となります。このため、附属書 II のローズウッドを使用した貨物を条約の適用除外となる解釈 7 #15 b)、c) に該当するものとして輸出入する場合は、

①附属書 II のローズウッドであること (または、ブラジリアンローズウッドではないこと)

②ローズウッド部分の重量 (解釈 7 #15b) の場合のみ)

をインボイス等に明示し、税関において条約適用外であることが確認できるようにする必要があります。これらの書類は、輸出入者又は通関業者がインボイス等にその旨を付記したものであっても差し支えありません。

○解釈 7#15 の b) の「船積当たり最大 10 キログラムまでの完成品」については、

- ①単一の船荷証券又は航空運送状により輸送される貨物、又は携帯品 (手荷物、身辺装飾用品等) である かつ
- ②貨物に使用されているローズウッド部分の総重量が 10 キログラム以下である かつ
- ③完成品である

であれば条約の適用対象除外となります。当該貨物が複数の品目である場合には、各品目に含まれるローズウッド部分のそれぞれの重量の合計が 10 キログラム以下であることが必要です。

なおローズウッド部分の重量が明確でない場合は、船積みした貨物の総重量をローズウッドの重量とみなします。また、輸出貨物の数量に制限はありません。

○解釈 7#15 の c) の「完成した楽器、楽器の部品及び付属品」については、楽器 (関税番号 92 類、97.05 又は 97.06)、楽器の部品 (関税番号 92 類) 及び付属品 (関税番号 92 類) であれば、条約の適用対象除外となります。ローズウッド部分の重量や数量による制限はありません。

(本件問い合わせ先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室  
03-3501-1723 (直通)